

第3次 小山町 教育大綱

～ 「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい

元気で、明るく、心豊かな人づくり ～



富士山頂と金太郎のまち おやま

令和8年4月

小 山 町

1 策定の趣旨

小山町教育大綱（以下、「大綱」という。）は、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、町長が小山町総合教育会議（町長、教育委員会で構成）での協議を踏まえ、策定するものです。

2 位置付け

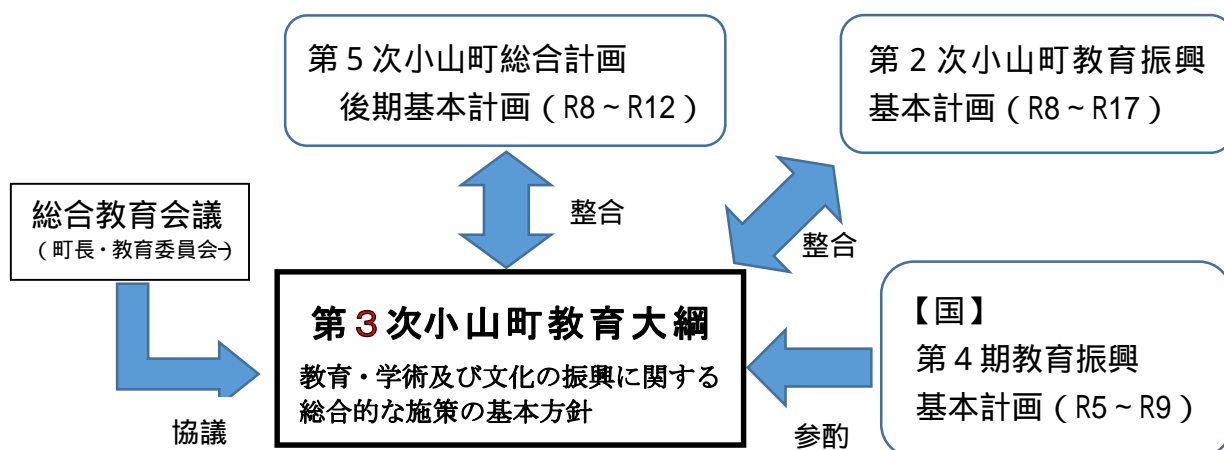
（1）定義

大綱は、町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。策定に当たっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めることとされています。

（2）町総合計画及び町教育振興基本計画との関係

大綱は、町政運営の総合的な指針を定めた「第5次小山町総合計画後期基本計画」及び「第2次小山町教育振興基本計画」と整合を図っています。

小山町教育大綱の位置付け



3 計画期間

計画期間は令和8年度から12年度までの5年間とし、必要に応じて見直すこととします。

「第5次小山町総合計画後期基本計画」の計画期間に合わせています。

4 基本理念

「富士山頂のあるまち」「金太郎生誕の地」にふさわしい
元気で、明るく、心豊かな人づくり

5 基本方針

(1) 誰一人取り残さない教育の推進と持続的に学び続ける人材の育成

- ・基礎・基本の確実な定着を図りつつ、思考力・判断力・表現力の向上と主体的・対話的で深い学びを推進し、「確かな学力」を育成します。
- ・個別最適な学び・協働的な学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへ対応します。
- ・道徳教育、人権教育の充実、様々な体験活動、多世代交流を通じて、自己肯定感と「豊かな心」を育成し、社会性の習得に努めます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動や食育を通じて健康づくりを進め、体力を増進するとともに、「健やかな体」を育成します。

(2) 郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進

- ・子どもたちが自ら郷土に誇りと愛着を持つことができるよう、小山町の自然環境、歴史、文化等を体験的に学ぶ機会を提供します。

(3) 未来へ飛翔する人材の養成

- ・子どもの語学力やコミュニケーション能力の向上を図るほか、国際交流を通じて、多文化理解と幅広い視野を持つグローバル人材の養成を図ります。
- ・探究活動や地域連携の質の高い学習を推進し、次世代のまちづくりを担うリーダーの育成を図ります。
- ・教育DXを推進し、ICTの活用など、時代に即応した教育環境を整備し、情報活用能力などデジタル社会に生きる力を身につけていきます。

(4) 地域社会全体で取り組む教育の推進

- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を核とし、家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組み、子どもの健やかな成長を支えます。
- ・家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育て相談や就学援助等の活用を通じて、地域社会全体で家庭教育を支援します。

(5) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・乳幼児期にふさわしい遊びや生活の充実を図り、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎を培います。
- ・子育て相談や児童の放課後支援等を充実し、子育てしやすい環境を整備します。
- ・教育施設の計画的な維持管理、安全点検の徹底、防犯・防災教育の充実により、安全で快適な学びの場を確保します。
- ・いじめの防止と生命尊重の教育を推進し、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりに努めます。
- ・障がいの有無にかかわらず、町民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会の実現を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した取組を推進します。
- ・小中一貫教育を推進し、少子化・人口減少社会に対応したより豊かな学びの環境を整えます。
- ・県立小山高等学校との連携を強化し、0歳から18歳までの一貫した魅力的な教育を推進します。

(6) 生涯学習の推進

- ・町民が生涯にわたって主体的に学び続け、心身共に健康で豊かな暮らしを実現できるよう、多様な学習機会の提供と学習成果の発表・発信の場を充実します。
- ・学習を通じて人と人がつながり、交流を深める豊かな地域社会づくりを目指し、生涯学習を推進します。
- ・図書館サービスを充実させ、幼少期からの読書活動を推進します。

(7) 文化芸術活動の振興

- ・町民が文化芸術に親しみ、地域への誇りや愛着を持てるよう、鑑賞・体験・発表機会の提供と充実を図ります。
- ・地域で行う文化芸術活動を支援するほか、町内の貴重な歴史文化資源の保存・活用に努め、文化の継承と担い手の育成を推進します。

(8) スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・町民が運動習慣を身に着け、心身ともに健康になり、地域の一体感や活力の向上につながることを目指します。
- ・観る・実践する・交流する機会の充実と、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりを進めます。
- ・選手、団体、指導者など、スポーツ活動を支える人材を育成し、その活動を支援します。